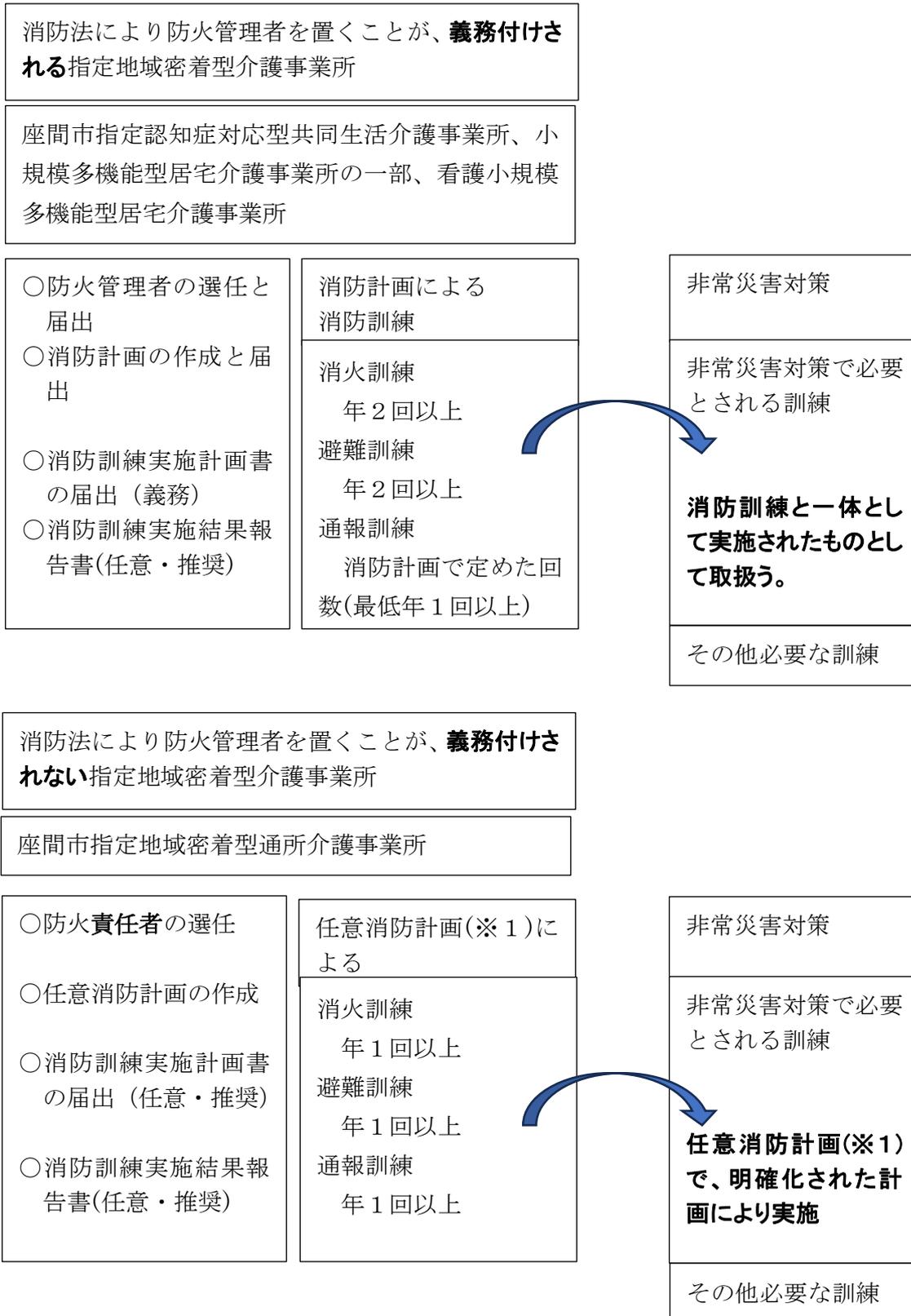


別紙2 「消防計画と非常災害対策の関係」



※1：任意消防計画とは、消防本部予防課と介護保険課の連携により作成された「座間市小規模社会福祉施設用消防計画」を示す。

注意：その他必要な訓練には、消防本部予防課・消防署と介護保険課が連携して行う「介護保険事業所の職員に対する消防・救急講習会」、普通救命講習会等、座間市いっせい防災行動訓練（シェイクアウト訓練）なども含まれます。